

経済産業省

官 印 省 略
20130321 製局第 11 号
平成 2 5 年 4 月 1 日

北海道経済産業局長 殿

経済産業省製造産業局長

小型自動車競走開催の適正化について

上記の件については、下記により措置することとしましたので、貴局管内の小型自動車競走施行者、競走実施法人及び小型自動車競走場等施設設置者に対して周知徹底をお願いします。

なお、平成 2 0 年 4 月 1 日付け平成 2 0 ・ 0 3 ・ 1 2 製局第 3 号「小型自動車競走開催の適正化について」は廃止します。

記

1. 事務委託契約の適正化

(1) 不適切な相手方の排除

① 暴力団員等の排除

小型自動車競走施行者は、小型自動車競走法施行規則（以下「規則」という。）第 6 条第 2 項第 1 号、第 4 号（第 1 号に係るものに限る。）及び第 5 号に規定する者を排除するため、当該各号に該当するか明らかでない場合、あらかじめ、次に掲げる契約の方式ごとにそれぞれ次に掲げる手続きの際に当該委託事務の履行に係る場所を管轄する都道府県警察に意見照会を行うなど、当該都道府県警察と密接に連携すること。

なお、契約を締結する際には、不適切な者が当該契約に係る履行を行うことのないよう、契約書において担保すること。

ア 一般競争入札による場合にあつては、競争参加資格の審査の際

イ 指名競争入札による場合にあつては、競争参加資格の審査又は指名の際

ウ 随意契約による場合にあつては、契約の相手方の決定の際

② その他の規則第 6 条第 2 項各号に規定する者の排除

小型自動車競走施行者は、規則第 6 条第 2 項各号（①に掲げる各号を除く。）に該当するかについて明らかでない場合には、地方検察庁、契約の履行者とされてい

る者の本籍を管轄する市区町村その他関係行政機関と連携すること。

(2) 都道府県警察への意見照会の方法

小型自動車競走施行者は、(1)の意見照会を行う際は、別紙様式により、都道府県警察の警視総監又は道府県本部長（以下「警察本部長等」という。）に対し意見を照会すること。

また、警察本部長等の意見が(1)①各号に該当するものであるときには意見を提出した警察本部長等に当該施行者が講じた措置を通知すること。警察本部長等から意見提出後に、新たな事実が発見された旨の連絡を受けた場合も同様とすること。

なお、平成15年3月27日付け警察庁丁暴一発第11号、丁生環発第34号「競輪及びオートレースの実施に関する事務を委託する相手方から暴力団を排除するための規定の運用要領について」を添付するので、参考にされたい。

2. 未成年者の勝車投票券購入防止対策

法第5条の規定に基づき、小型自動車競走施行者が「同条第2号に掲げる事務」を私人に委託しようとするときには、契約書に販売員に対する指導教育等未成年者が勝車投票券（以下「車券」という。）を購入し、又は譲り受けることを防止するために必要な措置その他の法令の遵守に関する体制の整備に係る事項を規定すること。

3. 開催運営の適正化

(1) 開催計画の適正化

開催計画の策定に当たっては次の措置を講ずること。

① 開催日取りの調整

開催が降雨、降雪等により日延べになることによって、従事員、警察警備の確保ができないような事態を招くことのないよう、日取り調整については十分留意すること。

② 警察等の出動態勢の確認

開催計画の策定に当たっては、警察、消防機関と協議し、警察官、消防士の出動可能人員数、消防車の出動可能台数、小型自動車競走場（以下「競走場」という。）への到着に要する時間等非常事態発生時の出動態勢について確認しておくこと。

③ 開催可否の決定

開催又はレース実施の可否を協議する時間、場所、決定の時期等についてはあらかじめ競走場ごとに定めることとし、その決定及び措置については、迅速に行うこと。

(2) 開催執務体制の確立

小型自動車競走の開催に当たっては、開催執務委員長以下各委員の処理すべき業務の範囲と責任の所在を明確に定めた開催執務要領を整備し、一貫した指揮命令系統に基づき強力な措置を取り得るように執務体制を確立し、特に次の措置を講ずること。

① 開催執務要領の整備及び遵守

部門ごとに開催執務要領を整備し、これを厳正に遵守することはもちろんのこと、常に携帯して読み直すことを習慣づける等所掌業務の確認と習熟に努めること。また、改善のための研究を怠ることなく業務の実態に則したものと努めること。

② 開催執務員及び開催従事員の訓練

開催ごとに前日検査日を利用して、事故を未然に防止するための、適切な処理を主眼とした部門別訓練を実施するとともに、年1回以上定期的に警察、消防機関の指導のもとに災害・事故を想定した総合訓練を実施すること。

③ 苦情処理体制の確立

観客の競技運営に対する抗議や苦情を的確かつ迅速に解消し事故への発展を防止

するため、業務の熟達者による苦情処理体制を確立すること。

④ 緊急事態処理体制の確立

災害・事故等の緊急事態に対処するため、競走場ごとに緊急事態措置要領を整備し、緊急事態における警察、消防機関に対する出動要請については、出動要請の時機、事故の規模に応じた出動要請人員、競走場内への導入方法等の基本的事項を明らかにしておくこと。

⑤ 公正安全確保

小型自動車競走における公正安全の確保を図るための組織を確立し、必要に応じ調査・審議を行うものとする。

(3) 投票業務の適正化

投票業務については、各競走場ごとに定める「投票業務要領」を遵守するとともに、観客の不信を招くことのないよう特に次の事項について遵守すること。

① 車券の発売時間及び締切り時刻を厳守すること。

② 車券発売金額の集計に当たっては、投票委員の他1名以上が立合い、正確を期すること。

③ 車券発売総額の表示は、車券発売締切り後、当該レースの発走前に行うこと。

④ 払戻金の額の決定、決定放送及びその表示に当たっては、複数者による重複確認を行うこと。

また、決定放送に当たっては、「決定放送再生確認装置」を用いて正確を期すること。

⑤ 投票関係の従事員に対しては、車券の発売、集計及び払戻し業務において、的確かつ迅速な処理ができるよう実地的な訓練を実施し、事故の防止を図ること。

⑥ 投票関係機器については保守要員を確保し、開催前日及び当日の競技開始前に必ず機能点検を行うとともに、年1回以上、総合的な点検整備を実施すること。

⑦ 車券用紙等の保管、取扱いについては、管理体制を確立するとともに、場間場外発売に係る他場車券の払戻し業務についてのチェック体制に万全を期すること。

(4) 競技運営の適正化

競走実施法人及び選手は、競技運営の適正を期するため次の事項を遵守し、事故の未然防止に努めること。

① 開催執務要領の遵守

部門ごとに定める「番組編成の要領」、「管理の要領」、「検査の要領」及び「審判の要領」を厳正に遵守することはもちろんのこと、常に携帯して読み直すことを習慣づける等所掌業務の確認と習熟に努めること。また、業務の方法の改善のための研究を怠ることなく業務の実態に則したものとするよう努めること。

② 審判報道における確認の励行

勝車の決定、決定放送及び決定表示に当たっては、複数者による重複確認、指差確認及び呼称確認を励行し、的確な業務を行うこと。

また、決定放送に当たっては、「決定放送再生確認装置」を用いて正確を期すること。

③ 競走車の故障事故の防止

選手は、競走車の整備に当たっては、細心の注意を払うよう努力し、事故の未然防止に万全を期すること。

特にオイル漏れの未然防止のためオイル系統の整備に留意するものとする。

④ 落車事故の防止

選手は、走路条件に適したタイヤの装着をすることはもちろん、競走にあっては危険な走法及び妨害行為等の絶無に心掛けるとともに、競走実施法人はオイル、塵芥等の除去等に細心の注意を払うなどして走路の点検を実施し、落車事故の未然防止に万全を期すること。

- ⑤ 周回誤認事故及び発走時における事故の防止
周回誤認事故及び発走時における事故を防止するため、競走実施法人は出走選手に対し細心の注意を払って走行するよう指導するなど必要な措置を講ずること。
 - ⑥ 競走中のオイル漏れ事故等特殊事態に対する措置
競走中の落車その他不慮の事故によりオイル漏れが発生し、又は競走車が走路上に残留した場合、競走に重大な影響を及ぼすか否か、競走展開等を的確かつ迅速に把握し競走の不成立の是非を速やかに決定すること。なお、オイル除去については、常に必要な準備体制を整え、その後の競走が円滑に実施できるよう努めること。
 - ⑦ 競技関係執務員の訓練
競技関係執務員は、事故発生の際、各執務員の責任と判断において開催執務要領に基づき的確かつ迅速に対処できるよう、前日検査日等において、次のことを重点とした訓練を行うこと。
 - ア 審判員
 - (ア) 厳正、的確な判定を迅速に行うための訓練
 - (イ) 勝車の決定、決定放送及び決定表示等、重大な事故に発展するおそれのある業務については、的確に業務を行うための訓練
 - (ウ) 審判員に対する信頼、権威を確保するための節度訓練
 - イ 管理員
災害・事故発生の際、選手を安全に保護するために必要な救護、収容、避難誘導訓練
 - ウ 検車員
競走車の故障等に起因する事故を防止するための競走車の検査に関する訓練
 - ⑧ 適正走行及び選手の健康管理の徹底
選手は常に公正かつ安全な競走を行い得るよう特に次の事項について徹底を図ること。
 - ア 適正走行の徹底
選手は競走に際し、競技に関する規則の厳守はもちろんのこと、特に競走中危険な走行及び競走妨害は厳に慎むとともに、観客の非難、疑惑を招くことのないよう適正走行の徹底を図ること。
 - イ 選手の健康管理の徹底
選手が常に最良の健康状態で競走に参加することは競技者として最も大切な要件であることから、日常の健康管理について選手の自覚を促すとともに、競走参加中の健康管理については選手はもとより関係者が一致協力してその維持に努め、健康管理の徹底を図ること。
 - ⑨ 管理地区入場許可者の車券購入の禁止及び自粛
管理地区への入場を許可した者のうち選手と面接する機会を得た者に対しては、車券購入を禁止する旨指導徹底すること。
また、他の者に対しては、車券購入を自粛するよう指導すること。
- (5) 警備体制の強化
競走場における警備は、観客の安全の確保、犯罪の防止、運営の安全確保を基本として、警察等関係当局との連携を保ちつつ、的確な自衛警備体制を確立する必要がある。このため次の事項による自衛警備の強化を図ること。
- ① 競走場自衛警備計画の策定
 - ア 競走場ごとに自衛警備計画を作成し、執務体制の確立を図ること。
 - イ 上記の自衛警備計画は、昭和56年4月30日付け56機局第247号「小型自動車競走場自衛警備計画基準(例)の制定について」に基づき、競走場の規模、観客数等に応じ、作成してあること。
 - ウ 上記の自衛警備計画の策定に当たっては、次の事項を参照すること。

(ア) 警備員の配置運用

警備員の配置人員については、次の基準により算出した人数が最低必要人員であって、競走場の立地条件、周辺環境等を勘案して増員すること。

また、警備員等については、関係法令の定めによる配置基準を遵守するとともに、教育訓練を徹底し、質的向上に努め、警備力の強化を図ること。

(イ) 警備員の算出基準

- a 入場門（改札）については、1門につき2名以上とする。
- b 通用門又は専用門については、1門につき1名以上とする。
- c 特別観覧席出入口については、1出入口につき2名以上とする。
- d 選手管理地区については、場内外で3名以上とする。
- e 開催本部出入口については、1出入口につき1名以上とする。
- f 投票所及び払戻所の通用口については、1通用口につき1名以上とする。
- g 投票所及び払戻所の窓口周辺については、50窓口につき1名以上とする。
- h 観客席の立哨については、観客1,000人につき1名以上とする。なお、観客席が1,000人に満たない場合があるときは1名とする。
- i 場内パトロールについては、2名を1組として2組以上とする。
- j 情報収集係、ノミ対策班については、それぞれ4名以上とする。
- k 警備本部詰所については、3名以上とする。
- l 警備員の交代要員等に要する待機人員は、前 g・h及び iの合計人員の15%以上とすること。

(ウ) 警備用器材

警備用器材については、次の点を考慮して配置する必要がある。

- a テレビカメラ
観客動静に死角が生じないようにするとともにリモートコントロール方式の採用が必要である。
- b テレビ録画装置
必要に応じて設置すること。
- c 通信連絡機器
開催執務委員長及び自衛警備本部間と密に連絡できるように配置する必要がある。
- d その他

(エ) 駐車及び周辺の対策

観客の駐車及び周辺における交通については、整理員を相当数配置すること。

② ノミ行為等犯罪の取締体制の強化

ノミ行為等の犯罪を防止するため、自衛警備員の質的向上を図るとともに、これらの犯罪取締専従班を組織し、強い執行力を有する取締体制を確立して、警察の協力のもとに計画的に取締りを実施すること。

4. 施設等改善及び環境の整備

(1) 施設の整備

競走場施設については、「小型自動車競走場施設の規模、構造及び設備並びにこれらの配置の基準に関する告示（平成18年12月28日付け経済産業省告示第371号）」を遵守し、施設の整備を積極的に推進すること。また、併せて次のような競走場施設等の整備改善に努めること。

① 緊急事態に備えての施設整備

ア 不測の事故発生に備えて参加選手、執務員が安全に待避し得るような場所又は非常口を設けてあること。

イ 緊急時においては、警官隊を場内に進入させるための非常用出入口を観客が利

用する出入口とは別に2カ所以上設けること。

ウ 暴徒が容易に建物に侵入することができないよう出入口、窓等については完全な防護措置を講ずること。

② お客様相談所の整備

お客様相談所は、観客と完全に遮断し、折衝に際して安全が保たれること。折衝の過程においても事故発生から解決までの間、観客の動向が詳細に確認でき、また、観客に呼び掛けることができると同時に、警備その他の関係についても完全に連絡できる設備を設けること。

③ 放送、通信施設の安全確保

事故が発生した場合、放送、通信施設が破壊され、そのため通信連絡等に支障を来すことが非常に多いので、電話線等は地下に埋設するなど万全の措置を講ずること。また、配電盤、操作盤等の所在を示す表示板はこれらの設備を暴徒から保護するため撤去するか又は記号による表示等必要な保全措置を講ずること。

④ 放送設備の整備

場内の観客に対し広報が効果的に行えるよう、スピーカーを適切に配置し、明確に聴取することができるようにすること。

⑤ 夜間照明設備の整備

紛争事案は夜間に及ぶことが多いので群衆の集まる場所を照射し得る強力な照明設備を設置するとともに、配電関係機器の安全管理及び照明設備の防護措置に配慮すること。

(2) 場内環境の浄化及び整備

競走場内の環境については、観客に快適に過ごしてもらえよう観客の視点に立った次のような整備改善に努めること。

① 場内環境の浄化

ア 悪質入場者の排除

暴力団、ノミ屋、コーチ屋若しくは騒擾せん動者その他悪質な入場者に対しては場内取締委員又は自衛警備員が責任をもって対処し、悪質事案については、警察に通報し、警察と協力して対処すること。

特に、暴力団・ノミ屋等の追放対策については、各競走場ごとの推進体制の下、計画的かつ強力に推進すること。

イ 指定席への不正入場者の排除

指定席への入場は、ブラックレイ、指定席券の常時携帯若しくは胸章の明示等の方法を講じ厳重なチェックを行って不正入場者を排除すること。

② 場内環境の整備

ア 場内清掃の励行

場内の清掃を励行し、観客に不快感を与えることのないよう、環境の美化、衛生管理に努めること。特に次の観客サービス関係施設については徹底を期すること。

(ア) 喫茶・休憩コーナー

(イ) 飲食店及び売店

(ウ) 荷物預り所

(エ) トイレ

イ たばこの分煙の推進

禁煙コーナーの設置等により、たばこの分煙を推進すること。

ウ バリアフリー構造の実現

車いす使用者及び障害者等に配慮した構造とする環境を整備することが望ましい。

エ 予想業者に対する指導

予想業者に対しては、観客の通行の妨げにならないように場所を指定し、予想台をはじめ周囲の美化に努めさせるとともに、服装、言動等についても観客に不快感を与えることのないよう常に指導すること。

オ 危険物等の除去

(ア) 場内外の清掃、環境整備に努め、凶器に変わるおそれがある危険物又は投石に用いられる石、敷石、セメント塊の除去、回収を励行すること。

(イ) 飲料については、極力紙容器製品を販売すること。

やむを得ずビン詰又は缶詰の商品を取り扱う場合は、紙コップに移し替えて販売することとし、空ビン又は空缶については、即時回収を励行し、かつ、長時間売店の周辺に置かず、倉庫等に格納するか若しくは場外に搬出すること。

また、場外から場内にビン、缶が持ち込まれないよう、ファンや競走場周辺の飲食店に呼びかけるとともに、場内へのビン、缶の持込みや場内でのビン、缶の利用を発見した場合は、速やかに紙コップに移し替え、回収した空ビン、空缶については、上記と同様の措置を取ること。

(ウ) 新聞紙、週刊誌等燃えやすいものはできるだけ早めに回収すること。

(エ) 紛争事故の際、場内倉庫等に保管されている器材又は燃料が持ち出され、破壊、投てき、放火に使用される危険があることから、これらの倉庫等には必ず施錠をすること。

(オ) くずもの入れ等は、観客席及び観客遊歩区域の適当な場所に固定して備えること。

(3) 周辺環境の整備

① 開催日における周辺の交通混雑等を防止するため必要と認められる場合は、自家用車による来場の自粛を求めるためのPR、その他の必要な措置を講ずること。

② 競走開催に伴う周辺地域への悪影響を未然に防止し、小型自動車競走に対する周辺住民の理解を得るため、関係諸機関と連絡をとりつつ交通渋滞の解消、違法駐車取締り、紙くず・ごみ等の散乱の防止、迷惑行為の取締り等の周辺対策を強力に実施するとともに、周辺住民とのコミュニケーションの緊密化、競走非開催時における施設の開放利用等についても積極的な対策を講ずること。

5. 金銭の支給による事故収拾の禁止

いかなる原因に基づく事故が発生した場合であっても車代、日当又は弁当代等の名目で観客等に金銭を支給して事故を収拾するようなことは絶対に行わないこと。

6. 場外車券売場等の運営の適正化

場外車券売場等の運営については、上記1. から5. のうち本場のみに係るものを除き、本場における措置に準じ必要な措置を講ずること。特に本場と場外車券売場の連絡体制を確立するとともに、通信・放送関係設備については常に点検、整備を励行し運営の万全を期すること。

(別紙)

番 号
年 月 日

〇〇道府県警察本部長 殿

〇〇知事 (〇〇市長)

小型自動車競走法第5条第2号又は第3号に掲げる事務を委託する相手方

に関する意見照会について

記

(法人の場合)

1. 法人名、主たる事務所の所在地
2. 全役員の氏名、住所、生年月日
3. 営業所又は事務所の名称、所在地

(個人の場合)

1. 氏名
2. 住所
3. 生年月日